

○石垣市生ごみ処理容器及び処理機購入補助金交付要綱

令和5年6月2日

告示第94—1号

石垣市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱(平成9年石垣市告示第30号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみ処理容器(以下「処理容器」という。)及び生ごみ処理機(以下「処理機」という。)を購入する者に対して、費用の一部を補助することにより、生ごみの堆肥化を促進し、ごみの減量、資源化を図るため、予算の範囲内で石垣市生ごみ処理容器及び処理機購入補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、石垣市補助金等交付規則(平成6年石垣市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 処理容器 土中の微生物の活動又はその他の方法により厨芥類等の生ごみを分解し、その容量を減少させ、堆肥化させることを目的とした処理容器をいう。
- (2) 処理機 電力等を利用して生ごみを分解又は乾燥し、堆肥化又は減量化させることを目的とした機器をいう。ただし、ディスポーザー式の生ごみ処理機は除く。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内の小学校、中学校及び高等学校(以下「学校等」という。)
- (2) 処理容器及び処理機の適切な管理ができる者
- (3) 堆肥化された生ごみを自家処理できる者
- (4) 市税の滞納がない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額、補助対象期間及び基数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 処理容器購入補助金の額は、本体購入価格(消費税を含み、配送料、振込手数料、消耗品等の経費、クーポン、ポイント支払い分等は含まないものとする。)の2分の1とし、3,000円を限度とする。また、補助対象期間及び基数は、1世帯あたり2年間に2基までとし、学校等は1校につき2年間に3基までとする。
- (2) 処理機購入補助金の額は、本体購入価格(消費税を含み、配送料、振込手数料、消耗品等の経費、クーポン、ポイント支払い分等は含まないものとする。)の2分の1とし、20,000

円を限度とする。また、補助対象期間及び基数は、1世帯あたり5年間に1基までとする。

- 2 補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 処理容器と処理機に係る補助金を重複して受けることはできない。
- 4 中古品及び転売品は補助対象外とする。

(令6告示222・一部改正)

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、購入した日から起算して3ヶ月以内に石垣市生ごみ処理容器及び処理機購入補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は次条の規定に基づき市長が指定した販売業者(以下「指定店」という。)から処理容器及び処理機を購入する場合には、当該指定店を経由して、石垣市生ごみ処理容器及び処理機購入補助金交付申請書兼委任状(様式第2号)及び石垣市生ごみ処理容器及び処理機購入確認書(様式第3号)を提出しなければならない。

(指定店の指定)

第6条 市長は、申請者の委任に基づき補助金の交付請求等を行うことができる販売業者を指定するものとする。

- 2 前項の規定による販売業者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) この要綱による補助事業の趣旨を理解し、当該補助事業に協力できること。
- (2) 申請者の委任に基づき補助金の交付請求等を適正に処理できること。
- (3) 市内に本社、支社又は営業所等を有すること。
- (4) 指定に当たり不適當な事由がないと認められること。

- 3 指定店として指定を受けようとする者は、石垣市生ごみ処理容器及び処理機販売指定店申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、指定店と認めるときは、石垣市生ごみ処理容器及び処理機販売指定店認定通知書(様式第5号)を指定店に通知するものとする。

(販売業者の指定内容の変更)

第7条 指定店は、前条第3項の規定により提出した申請書の内容を変更する場合は、石垣市生ごみ処理容器及び処理機販売指定店事項変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、第5条第1項に規定する申請書又は同条第2項に規定する申請書兼委任状が提出

された場合において、速やかにその内容を審査の上適当と認めるときは、石垣市生ごみ処理容器及び処理機購入補助金交付決定兼確定通知書(様式第7号)により申請者又は当該申請書兼委任状の委任に基づき補助金の交付請求等を行う指定店に通知にするものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が補助金の交付を請求しようとするときは、石垣市生ごみ処理容器及び処理機購入補助金請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の請求書を受理した場合において、審査の上適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の請求等の委任)

第11条 指定店で購入した申請者は、申請書の提出、補助金の交付決定通知書の受領並びに補助金の交付の請求及び受領に関する権限を指定店に委任しなければならない。

2 前項の規定による委任を受けた指定店は、販売価格から補助金相当額を控除して得た額で処理容器及び処理機を販売しなければならない。

(補助対象者の義務)

第12条 申請者は、処理容器及び処理機を常に良好な状態で維持管理しなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は補助対象者に対し必要な報告を求め、又はその内容を調査することができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたと認められる者に対して、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の石垣市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱の規定によりされた申請に係る補助金交付及び生ごみ処理容器販売店認証書に係る有効期限については、なお従前の例による。

附 則(令和6年告示第222号)

この要綱は、公布の日から施行する。